

県内法人会のニュース

新型コロナウイルス感染症が県内でも発生し、総会の開催も厳しい状況にありました。県内の法人会では、記念講演会や懇親会を中止し、参加者を限定する等、大幅に規模を縮小して総会を開催しました。

山形法人会

山形法人会では、五月二十日にパレスグランデールにおいて定時総会を開催。令和元年度事業報告並びに収支決算、令和二年度事業計画・予算が原案のとおり承認された。

また、天童支部（第二十八支部）の野川勝弘副会長の辞任に伴う役員補充選任が行われ、山口與左衛門氏（三和油脂株式会社 代表取締役社長）が理事に選ばれ就任した。



米沢法人会

去る五月十八日（月）東京第一ホテル米沢において第八回定時総会を開催しました。

はじめに香坂会長より、会員増強の協力に対する御礼の言葉があり、新型コロナウイルスの影響もあるが、情勢を見極めながら事業を展開していきたいと挨拶した。

続いて、表彰式が行われ、米沢支部・青年部会・相田晃輔副部会長・



酒田法人会

加藤秀明理事が会員増強功労表彰を受賞しました。また、長年にわたり事業所の業績に貢献された六名が優良経理担当者表彰を受賞しました。議事では、令和元年度事業報告、令和二年度事業計画並びに収支予算が報告され、令和元年度収支決算について承認されました。

第九回通常総会を五月二十二日（金）ベルナール酒田において開催しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、記念講演会と懇談会は開催せず、ごく少数での開催となりました。冒頭、池田会長が、「新型コロナウイルスによる価値観の変化の中で正しい危機管理認識を官民が共有し、法人会が持続性のある底堅い地域経済の発展に寄与できればと思う。」と主催者を代表して挨拶しました。



新庄法人会

議事では、令和元年度収支決算の承認及び理事辞任に伴う後任理事（三人）の選任が承認され、令和元年度事業報告、並びに令和二年度事業計画及び収支予算が報告され、新型コロナウイルスの影響でかなりの事業の中止が予想される中、可能な限り積極的な事業運営を行っていくことを確認し、総会を終了しました。

五月十九日、新型コロナウイルス感染症対策を万全に規模を縮小して開催。全議案が原案のとおり承認され、滞りなく終了した。



寒河江法人会

五月十九日（火）、第九回通常総会が寒河江市商工会館二階中会議室で

開催されました。

新型コロナウイルス感染予防のため、委任状三二九通、業務執行理事の角田会長はじめ五名の副会長他、三名の監事の合計十名の出席で開催され、議案の令和元年度収支決算が承認されました。

本来なら、大勢のご来賓の参加のもと記念講演会や会員交流会も同時に開催される予定でしたが、この諸般の事情により大幅縮小しての総会になりました。



村山法人会

村山法人会では、五月二十二日（金）村山市商工会二階会議室にて定時総会を開催し、全議案が原案のとおり承認された。



長井法人会

令和二年五月二十六日（火）に第八回定時総会がタスパークホテルにて開催された。約二十名の役員会員の出席を得て、全議案、原案のとおり承認された。



法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む
病気やケガの備えに

ライフステージの変化に
**ちゃんと応える
医療保険 EVER**

心配な「がん」の備えに
NEW

NEW/
**アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in**

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です（所定の支払事由に該当する必要があります）。
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Affac アフラック

山形支社 〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

資料請求はお気軽にどうぞ！

アフラック 法人会 検索

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号 P19431

**法人会がん保険制度
法人会医療保険制度**

AFツール-2020-0066-2006007 1月24日

一般社団法人 山形県法人会連合会 令和2年度定時総会 表彰受賞者

6月12日(金)に開催を予定されていた「令和2年度定時総会」にて、長きにわたり企業発展に貢献されてきた方々に対する表彰式等が行われる予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、今年度は定時総会を行わず、書面での決議にて開催されることとなりました。このたびの受賞者の皆様につきましては、賞状等の発送をもちまして発表に代えさせていただきます。今般の開催中止、皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

表彰された方々は以下のとおりです。

公益財団法人 全国法人会総連合会会長表彰 受賞者

(敬称略)

§ 単体会関係功労者表彰 受賞者

【役員の一部】

鈴木 吉 徳	(山形・会長)	山形トヨタ自動車株式会社)
鈴木 浩 司	(山形・副会長)	株式会社鈴木油店)
鈴木 隆 一	(山形・理事)	株式会社でん六)
宮坂 宏	(米沢・理事)	株式会社タスクフーズ)
和田 廣	(米沢・理事)	株式会社三陽製作所)
石川 剛	(米沢・理事)	株式会社石川工務店)
吉野 隆 一	(鶴岡・理事)	有限会社木村屋)
齋藤 博 紀	(酒田・理事)	株式会社齋藤農機製作所)

東北六県法人会連合会会長表彰 受賞者

§ 優良役員表彰

千歳 毅	(山形・副会長)	株式会社千歳建設)
岡崎 彌平治	(山形・理事)	株式会社高見屋旅館)
佐藤 一 良	(鶴岡・副会長)	鯉川酒造株式会社)
相沢 政 男	(鶴岡・理事)	竹の露合資会社)
齋藤 博 紀	(酒田・理事)	株式会社齋藤農機製作所)
高橋 武 彦	(寒河江・副会長)	株式会社高木)
成原 明	(寒河江・理事)	村山建設株式会社)
牛澤 美 行	(長井・理事)	株式会社ミキプロセス)
尾形 美紀子	(長井・理事)	株式会社喜助)

一般社団法人 山形県法人会連合会会長表彰 受賞者

§ 会員増強表彰 優秀法人会

公益社団法人 米沢法人会 (加入率60%以上29年間継続維持：平成2年より)

公益社団法人 酒田法人会 (加入率60%以上32年間継続維持：昭和62年より)

§ 役職員功労者表彰 役員の一部

渡辺 裕 一	(寒河江・副会長)	株式会社渡辺精機)
山科 義 行	(新庄・理事)	有限会社サンケイ工業)

法人会福利厚生制度マスター認定

法人会では、会員企業の経営安定と事業の発展を目指し、様々な福利厚生制度を推進しています。各保険会社とタイアップし団体割引など企業にとって有利な福利厚生制度をご利用いただけます。企業防衛（リスクマネジメント）から経営者及び従業員個人の備えまで、法人会福利厚生制度マスターが充実した保険プランをご提供いたします。

福利厚生制度マスターのご紹介

（敬称略）

大同生命保険 株式会社 推進員

山形支社 第一営業課

加賀 公美子 間木野 仁 美 日 野 幸 子
佐藤 一 美 押 切 葵

山形支社 米沢営業所

安 部 律 子 菅 野 逸 子 児 玉 満 季

山形支社 庄内営業所

横 山 恵美子 高 城 文 子 奥 田 玲 子
池 田 千 明 齋 藤 繁 美

AIG損害保険会社 株式会社

山形支店 遠 藤 武 蔵
大地 浩 二

AFLAC代理店(法人)

株式会社山形新聞社
株式会社栗野エンタープライズ
両羽協和株式会社
株式会社サクラエージェンシー
有限会社アメリカン21
有限会社せんもん

AFLAC代理店(個人)

小 齋 ひろ子 大 沼 寿 洋 八重沢 彬

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。

2. 交際費課税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。 交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

【消費課税】

1. 消費税の確定申告書の提出期限

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。

【その他】

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。

2. 電子申告

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

新型コロナウイルス感染症の影響による 県税の申告・納付期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者が申告・納付を期限までに行うことができないと認められる場合には、申請していただくことにより期限が延長されます。（山形県県税条例第16条第2項）

詳しくは、最寄りの総合支庁課税課又は税務課へお問い合わせください。

1 対象となる税目

- ・法人県民税 ・法人事業税 ・県たばこ税 ・ゴルフ場利用税
- ・軽油引取税 ・産業廃棄物税

2 対象となるケース

例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、以下①～④のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースも該当します。

- ① 体調不良により、外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため、企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため、外出を控えている方がいること

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

3 申請方法

別途申請書等を提出していただく必要はありません。

(1) 申告書(紙)の場合

申告書の余白(左上)に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載の上、申告してください。これにより延長の申請書が提出されたものとして取り扱います。

(2) 電子申告の場合

申告書法人名欄の法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上申告してください。

4 申告・納付期限

申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。
この場合、申告期限及び納付期限は、原則として申告書の提出日となります。

5 別途、期限延長の申請書を提出される場合

上記1の申告書に記載する方法のほか、別途「期限延長の申請書」を提出していただく方法もあります。

※ただし、右欄の地方税法による申請は、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税のみで可能です。

	山形県県税条例	地方税法
関係条項	第16条第2項	第72条の25第2項及び第4項
申請期限	「やむを得ない理由」がやんだ日から2か月以内 ※申告書を作成・提出することが可能となった時点で申告書の提出と同時に申請を行っていただくこととなります	事業年度終了の日から45日以内（連結法人の場合は申告書提出期限の15日前まで）
申請様式	山形県県税規則第79号様式	地方税法施行規則第13号様式
添付書類	不要	不要
延長の期限	「やむを得ない理由」がやんだ日から2か月以内	主たる事務所等所在の都道府県知事が指定した日 ※申告書の提出が可能となる見込みの日となります。

令和2年5月8日時点での情報です。詳しくは、山形県のホームページをご覧ください。



法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
山形支社/
山形県山形市諏訪町1-1-1(センチュリープレイス山形4F)
TEL 023-641-2852

AIG AIG損害保険株式会社
山形支店/
山形県山形市七日町3-5-20(富士火災山形ビル3F)
TEL 023-622-4322



AIG 損保

法人会のビジネスガード

Business Guard Series

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト (総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	STARS (事業総合賠償責任保険)
火災と地震災害に備える	プロパティエガード+企業地震保険 (企業財産保険・設備損害補償特約・地震・噴火・爆発補償特約)
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
飲食品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	CPI (生産物品質保険・CPI限定型)
海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
山形支店
〒990-0042
山形県山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル3階
TEL.023-622-4322 FAX.023-623-5179
(受付時間：午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。
(B-180010 2020-01)



発行 公益社団法人山形法人会 編集 広報委員会

〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフォート十日町タワー203 TEL023-632-7852(代) FAX023-632-5787